

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年10月30日

水 曜 日

第 3685 号

目 次

告 示

- 道路の区域変更 1
- 道路の供用開始 2
- 平成25年度地籍調査事業計画の変更 3

公安委員会告示

- 富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正

公 告

- 県有財産（立木）に係る一般競争入札の実施 5

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第435号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月30日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成25年10月30日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 東猪谷富山線	富山市赤田 467番1地先から	変更前	A	最大 29.0 最小 12.4	55.6	富山土木 センター
	富山市上袋 205番1地先まで	変更後	B	最大 24.2 最小 12.4	55.6	

県道 坂本長附線	富山市坂本 353番から	変更前		最大 13.4	91.2	富山土木 センター
	富山市坂本 353番まで			最小 8.6		
		変更後		最大 15.0	91.2	
				最小 10.0		
県道 富山上滝立山線	富山市田畠字清蔵田割 555番3から	変更前	A	最大 22.8	1061.8	
	富山市小原屋62番3まで			最小 8.3		
	富山市田畠字清蔵田割 549番4から	B	最大 41.6	176.0		
	富山市田畠1004番まで		最小 15.5			
	富山市田畠字清蔵田割 555番3から	変更後	A	最大 22.8	1061.8	
	富山市小原屋62番3まで			最小 8.3		
富山市田畠字清蔵田割 549番4から	B・C	最大 41.6	968.1			
富山市田畠1004番經由 富山市小原屋59番2まで		最小 12.6				

富山県告示第436号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において10月30日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成25年10月30日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 東猪谷富山線	富山市赤田 467番1地先から 富山市上袋 205番1地先まで	平成25年10月30日	富山土木 センター

県道 坂本長附線	富山市坂本 353番から 富山市坂本 353番まで	平成25年10月30日	富山土木 センター
県道 富山上滝立山 線	富山市田畠1004番から 富山市小原屋59番 2まで	平成25年10月31日	富山土木 センター

富山県告示第437号

平成25年度地籍調査事業計画の変更について

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により定めた平成 25 年度地籍調査事業計画を変更したので、同条第 5 項の規定により次のとおり公示する。

平成25年10月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 変更に係る地籍調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	事業の内容	調査地域
高岡市	地籍調査	高岡市 中川本町、中川町、本丸町、博労

2 変更に係る調査期間

平成25年10月 8 日から平成26年 3 月31日まで

富山県公安委員会告示第134号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第 125号）の一部を次のように改正し、平成25年10月30日から施行する。

平成25年10月30日

富山県公安委員会

委員長 高 橋 卓 朗

別表第 1 通行禁止

富山市の項第 4 号を次のように改める。

4		削 除				
---	--	-----	--	--	--	--

別表第 1(3) 一方通行

富山市の項第 1 号を次のように改める。

1		削 除				
---	--	-----	--	--	--	--

別表第 3 追越しのための右側部分はみだし通行の禁止

高岡市の項第 8 号を次のように改める。

8	県道 高岡庄川線 県道 中川南町線	高岡市末広町 4-27 末広町西交差点から 同 市白金町 13-5 南町交差点まで	470	終日		
---	----------------------------	--	-----	----	--	--

別表第 5 最高速度

滑川市の項第 59 号を次のように改める。

59	市道 領家江尻線	滑川市領家町 61-1 有沢接骨院前から 同 市領家町 85 みやこドライまで	200	終日	30	
----	-------------	--	-----	----	----	--

富山市の項第 235 号を次のように改める。

235	県道 富山上滝立 山線	富山市開発 97-1 末村方から 同 市中番 248 コメリハード&グリーン大 山まで	4,840	終日	50	
-----	-------------------	---	-------	----	----	--

別表第 6(2) 車両の転回の禁止

高岡市の項第 1 号を次のように改める。

1	県道 高岡小杉線 県道 中川南町線	高岡市東下関 2-8 二塚酒店前から 同 市白金町 8-18 ハヤシ時計店前まで	700	終日		
---	----------------------------	---	-----	----	--	--

別表第 7 車両の停車及び駐車禁止

富山市の項第 4 号を次のように改める。

4		削 除				
---	--	-----	--	--	--	--

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

県有財産（立木）に係る一般競争入札の実施

県有財産（立木）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告します。

平成25年10月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する物件

入札物件の所在地	樹種	本数	立木材積	口数
富山県富山市山田 数納（4林班） 県営林	スギ	4,074本	4,964.840立方メートル	1口

2 入札口数 1口

3 入札方法 出場入札

4 入札に参加する者に必要な資格

富山県内において木材（素材（薪炭用材及びきのこ生産原木を除く。）、製材、特殊用材（集成材等）及び木材チップ）の生産又は販売を業とする者としてします。

ただし、地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加することができない者又は同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者は、入札に参加できません。

5 入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時 平成25年10月30日（水）から同年11月19日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 富山市新総曲輪1番7号

富山県農林水産部森林政策課森林整備班

電話番号 076-444-3386（直通）

6 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、原則として、銀行が振り出した富山市内を支払場所とする小切手により800,000円を入札保証金として入札執行日の受付時間内に納めなければなりません。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、契約を締結した後に還付します。落札者以外の者が納付した入札保証金は、開札終了後、速やかに還付します。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 受付時間 平成25年11月20日（水）午前10時15分から午前10時50分まで
指定の受付時間を厳守願います。指定の受付時間に出場がなかった場合は、入札を棄権したものととして取り扱います。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

受付時間内に富山県木材組合連合会の発行する木材業者等登録証の写し又は過去2年以内の富山県内における営業実績を証する書類（決算書、木材取引に係る契約書の写し等）を提出してください。

(3) 入札及び開札の日時 平成25年11月20日（水）午前11時

(4) 場所 富山市新総曲輪1番7号 富山県庁本館1階入札室

8 入札の無効に関する事項

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び別に定める入札心得書第7条に該当する入札並びにこの公告に違反する入札は、無効とします。

9 入札書記載上の留意事項

(1) 入札は通算2回まで行うので、入札書2部を準備してください。

(2) 入札書は別に定める入札心得書の所定の様式を使用してください。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数

金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載願います。

10 現地下見案内

- (1) 現地下見案内を希望する場合は、平成25年11月7日(木)までに富山県富山農林振興センターに連絡のうえ、(3)の集合場所に集合してください。
- (2) 連絡先 富山農林振興センター森林整備課林政・普及班
電話番号 076-444-4476
- (3) 集合場所 山田地区コミュニティセンター駐車場(富山市山田湯 880)
- (4) 集合日時 平成25年11月11日(月)午後2時

11 契約の締結及び代金納付

- (1) 契約締結日は落札決定の通知をした日の翌日から起算して5日以内、立木代金の納付期限は落札決定の通知をした日の翌日から起算して30日以内とし、立木の伐採搬出は代金完納後でなければ着手できないものとします。
- (2) 契約保証金は 800,000円とし、契約締結と同時に納付することとします。

12 その他

- (1) 現地下見案内に不参加の者が入札に参加された場合でも、現地下見案内における各種事項について、すべて了知されているものとみなします。
- (2) 入札の執行に当たっては、この公告のほか、地方自治法、地方自治法施行令及び富山県会計規則の定めるところによります。

13 問い合わせ先

富山市新総曲輪1番7号

富山県農林水産部森林政策課森林整備班

電話番号 076-444-3386 (直通)

